

平成26年度さぬき市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及びさぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さぬき市条例第1号）第4条の規定に基づき、平成26年度のさぬき市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成27年9月30日

さぬき市長 大山茂樹

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、第三次定員適正化計画を策定し、平成32年4月1日における数値目標を設定して、適正な定員管理に継続して取り組むこととしています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成26年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	16	60	0	0	15	2	9
技能職	0	1	0	0	6	0	0
医療職	16	48	0	0	5	2	8
計	32	109	0	0	26	4	17

(2) 採用試験の実施状況（平成26年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒程度	1次試験 筆記試験 2次試験 面接試験 作文試験 実技試験 適性検査 (医療職は、作文試験・適性検査・面接試験)	一般行政事務、土木技師、薬剤師
	短大卒程度		一般行政事務、保育士、幼稚園教諭、臨床検査技師、作業療法士、助産師、看護師、給食用特殊料理専門調理師
	高校卒程度 (身障者対象を含む。)		一般行政事務、下水道技師
選考		面接試験	医師

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数 (平成26年度、単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒程度 (身障者対象を含む。)	一般行政事務	115	6
		保健師	10	2
	短大卒程度	保育士・幼稚園教諭	37	7
		診療放射線技師	5	1
		臨床検査技師	5	2
		理学療法士	8	1
		臨床工学技士	5	2
	看護師	15	7	
高校卒程度 (身障者対象を含む。)	一般行政事務	8	1	
選考		医師		3

2 職員数

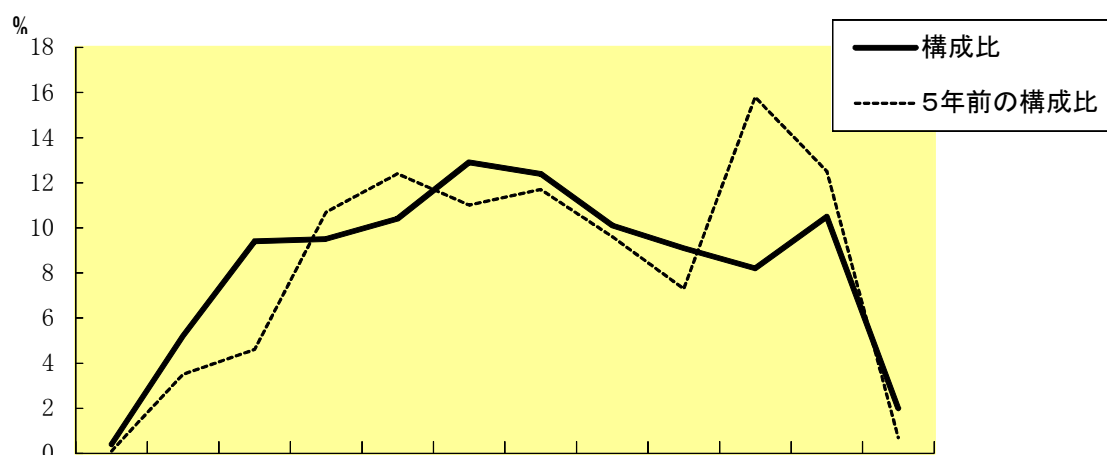
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	退職者の不補充による減 税務職員数の縮減 臨時福祉等給付金事務への対応 退職者の不補充による減
		総務企画	93	91	▲2	
		税 務	21	20	▲1	
		民 生	90	94	4	
		衛 生	17	16	▲1	
労 働		1	1	0		
農林水産		22	22	0		
商 工		7	7	0		
土 木		19	18	▲1		
	計	275	274	▲1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.3人 (類似団体の1,000人当たり職員数 5.4人)	
	教育部門	99	99	0		
	小 計	374	373	▲1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.2人 (類似団体の1,000人当たり職員数 7.2人)	
公 営 会 計 部 門 企 業 等	病 院	269	278	9	欠員の補充による増 退職者の不補充による減	
	水 道	15	14	▲1		
	下 水 道	9	9	0		
	そ の 他	22	22	0		
	小 計	315	323	8		
合 計		689 [730]	696 [730]	7 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.4人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	36	65	66	72	90	86	70	63	57	73	14	695

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	290	283	274	275	275	274	▲16(▲5.5%)
教育	113	110	108	104	98	98	▲15(▲13.3%)
普通会計計	403	393	382	379	373	372	▲31(▲7.7%)
公営企業等会計計	307	292	303	310	315	323	16(5.2%)
総合計	710	685	685	689	688	695	▲15(▲2.1%)

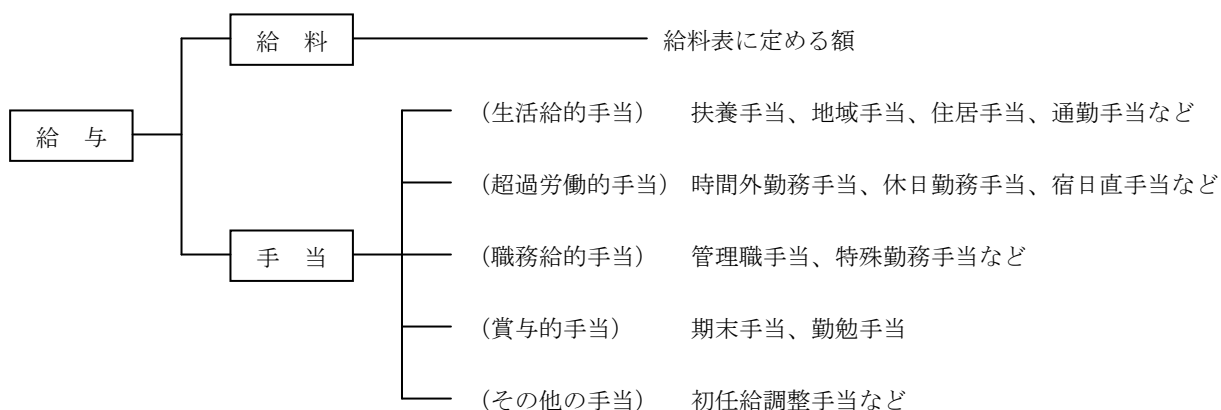
(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 職員の給与に関すること

職員（技能職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

平成26年度においては、人事院及び県人事委員会の勧告を受けて、給料表の増額改定や勤勉手当の支給月数引上げ、通勤手当の引上げ等を行いました。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の 人件費率
平成 26年度	人 51,526	千円 25,650,871	千円 742,784	千円 3,380,977	% 13.2	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

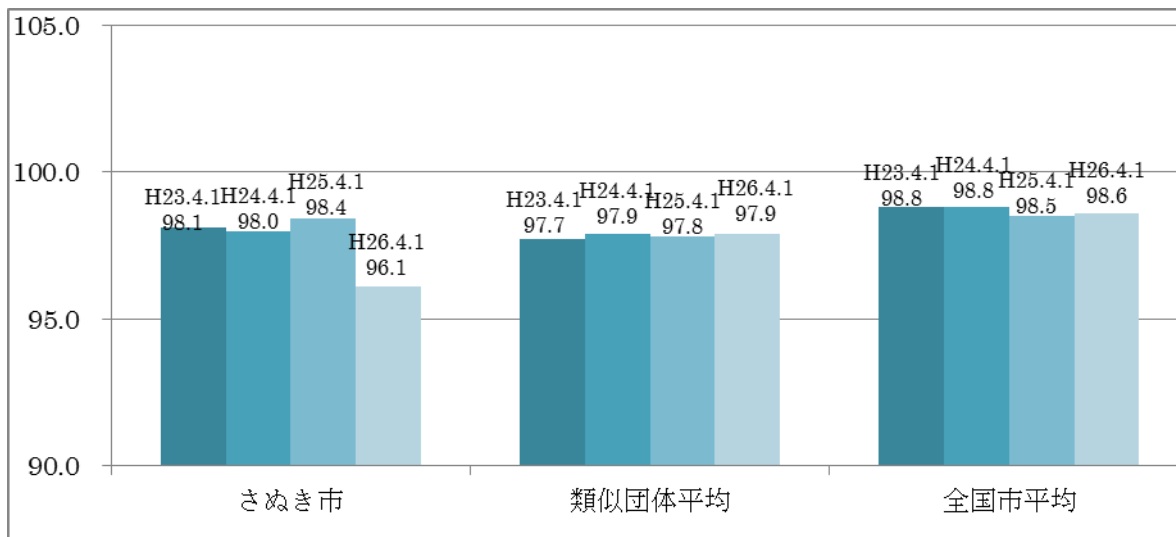
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 26年度	人 372	千円 1,301,484	千円 174,233	千円 477,229	千円 1,952,946	千円 5,250	千円 5,148 (平成25年度)

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①から③まで該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、若年層は据え置いた上で平均2%(給料月額ベース)引き下げるとともに、これに伴う経過措置として現給保障を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、香川県に準じて2%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
さぬき市の支給割合	0%	2%	2%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成25年10月から平成30年3月までの間、財政健全化策の一環として独自の給与カットを実施している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
さぬき市	42.0歳	313,000円	391,051円	332,066円
香川県	44.4歳	340,550円	415,080円	364,823円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	322,632円	389,653円	357,265円

②技能職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
さぬき市	56.3歳	27人	308,500円	320,466円	313,500円	—	—	—	—
うち 学校給食 員	58.3歳	12人	313,600円	324,850円	321,350円	調理士	41.7歳	228,500円	1.42
うち用務 員	56.3歳	10人	304,100円	309,360円	306,550円	用務員	54.3歳	199,300円	1.55
うち自動 車運転手	—歳	1人	—円	—円	—円	自家用乗用 自動車運転 者	56.1歳	226,200円	—
その他	49.1歳	4人	294,200円	326,775円	298,575円	—	—	—	—
香川県	52.8歳	39人	335,743円	365,587円	349,644円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—円	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
さぬき市	—	—	—
うち 学校給食 員	5,176,400円	3,056,200円	1.69
うち用務 員	4,956,720円	2,747,000円	1.80
うち自動 車運転手	—円	2,973,200円	—
その他	5,105,800円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～平成25年の3ヵ年平均）

※技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。また、対象者が1人のものについては、個人情報の特例されることから記載していない。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		さ ぬ き 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能職	高 校 卒	131,200円	133,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,869円	350,375円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能職	高校卒		— 円		
	中学卒		— 円		

(注) 該当職員が3人以下の場合は、「—」で表示している。

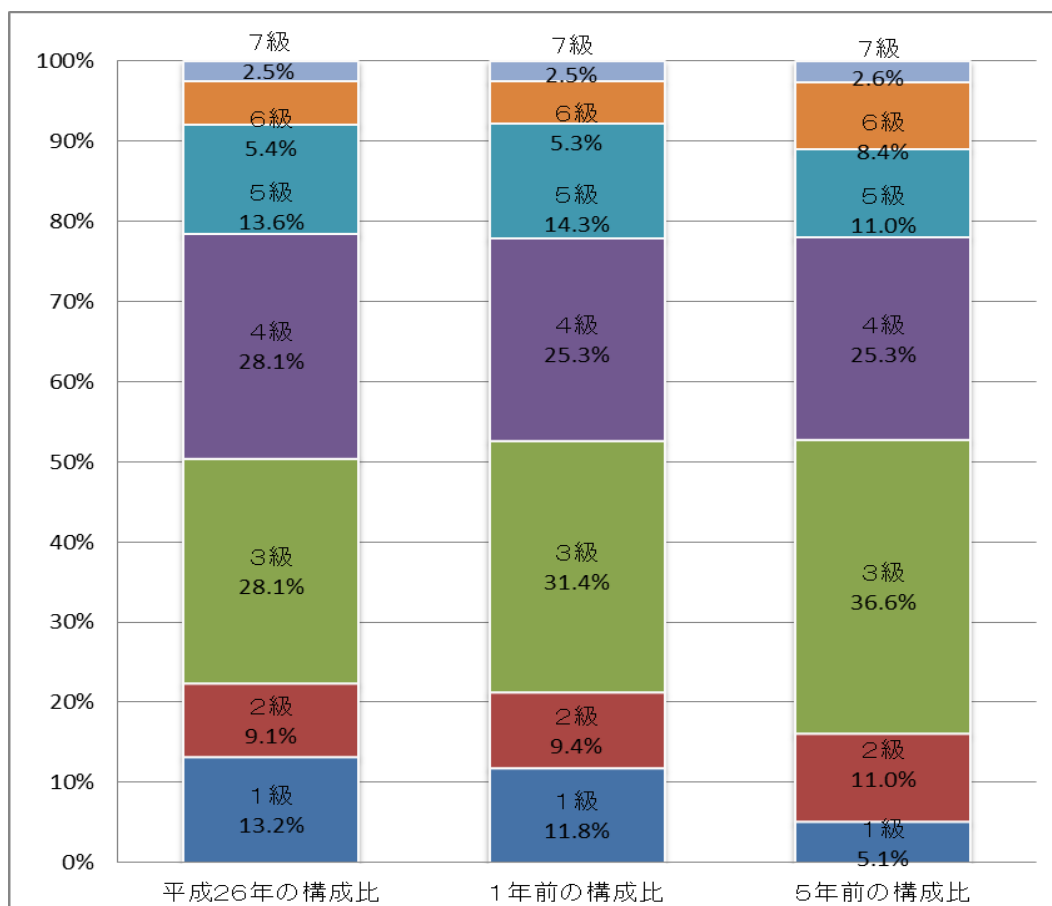
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	0 人	0 %	413,000 円	478,200 円
7 級	部長、次長	6 人	2.5 %	366,200 円	456,200 円
6 級	次長、課長、主幹	13 人	5.4 %	320,600 円	431,800 円
5 級	課長、主幹、課長補佐	33 人	13.6 %	289,200 円	417,600 円
4 級	課長補佐、副主幹	68 人	28.1 %	261,900 円	404,500 円
3 級	係長、主査	68 人	28.1 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主任主事、主任技師	22 人	9.1 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事、技師、主事補、技師補	22 人	13.2 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 さぬき市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇級への勤務成績の反映状況

昇給日（毎年1月1日）に、前年の1年間の全部の期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を標準の4号給として決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

さぬき市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,300千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,659千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 さぬき市の1人当たり平均支給額は、普通会計に係る金額である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政）

勤勉手当については、基準日以前6か月以内の期間における勤務状況に応じて支給をしている。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

さぬき市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 5,624千円 18,673千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		325千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		54,167円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		1.6%		
手当の種類（手当数）		23		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税等事務手当	税務職員	訪問徴収事務	0千円	日額500円
自動車運転業務従事手当	一般行政職員	マイクロバス運転業務	85千円	日額1,000円
防疫業務従事手当	一般行政職員	感染症予防・医療業務	0千円	日額550円
行旅死病人収容手当	一般行政職員	行旅死病人の収容・保護業務	0千円	一体4,000円 一件1,500円
社会福祉業務従事手当	一般行政職員	生活保護法に基づく要保護者等の指導・相談・調査業務	240千円	月額5,000円

(注) 1 このほか、市民病院又は津田診療所に勤務する職員並びに水道技術管理者に対する特殊勤務手当がある。

2 平成26年度決算は、普通会計に係る金額である。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	116,182千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度）	361千円
支給実績（平成25年度決算）	81,309千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	244千円

- (注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
- 2 平成25年度決算及び平成26年度決算は、普通会計に係る金額である。

(5) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 その他 6,500円 配偶者なしの場合 5,000円加算 特定期間がある場合 5,000円加算	同	—	30,890千円	241,328円
住居手当	借家で家賃に応じて 最高27,000円	同	—	10,241千円	222,630円
通勤手当	通勤距離2km以上で 距離に応じて 2,700円～30,700円	異	支給金額	18,016千円	60,254円
管理職手当	役職に応じて 31,800円～53,700円	異	支給金額	23,349千円	466,980円
初任給 調整手当	医師である職員に採用の日から35年以内の期間、経過年数に応じて 最高307,000円	同	—	0千円	—
休日勤務手当	祝日法による休日に勤務をした場合の1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	—	4,173千円	25,601円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合 1時間当たりの給与額の100分の25	同	—	0千円	—
宿日直手当	宿直勤務・日直勤務 1回につき4,200円	同	—	0千円	—
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の場合の週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合 役職に応じて 4,000円～12,000円	同	—	1,947千円	49,923円

- (注) 1 このほか、市民病院又は津田診療所に勤務する職員に対する手当がある。
2 平成26年度決算は、普通会計に係る金額である。

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	810,000 円 (900,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	653,200 円 (710,000 円)	830,000 円 / 375,000 円
報 酬	議 長	500,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	450,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議 員	410,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成26年度支給割合) 3.05 月分	
	副 市 長 議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.05 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.365	(1期の手当額) 15,768,000円
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.220	7,497,600円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 市長及び副市長の給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています(地方公務員法第24条第4項、第6項)。

1 勤務時間（平成26年4月1日現在）

開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間	60分 (午後零時～午後1時)
週 休 日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

- (注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。(地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。)

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成26年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 120日を超えない範囲内で最小限度の日又は時間		
特別休暇	公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	官公署出頭休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	ドナー休暇	職員が骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間(特に市長が必要と認める場合はその期間)	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間	有給
	妊産婦健診休暇	妊娠中・出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間(回数制限あり)	有給
	つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める日又は時間で一の妊娠期間において14日を限度とする	有給
	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
	産前休暇	女性職員が8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
育児時間休暇	生後2年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給
健康管理休暇	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲内の期間	有給
妻の出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	有給
育児参加休暇	男性職員が妻の産前産後において生児又は小学校就学前の子を養育する場合	5日の範囲内の期間	有給
家族看護休暇	職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者又は中学校の課程を修了するまでの子の看護をする場合	職員の父母（配偶者の父母を含む。）又は配偶者の場合は5日の範囲内の期間 中学校の課程を修了するまでの子の場合は子の人数に応じて最長15日の範囲内の期間	有給
短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある父母等の介護をする場合	要介護者が1人の場合は5日の範囲内の期間、2人以上の場合は10日の範囲内の期間	有給
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間	有給
父母等追悼休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6月から9月までの期間内における連続する3日の範囲内の期間	有給
リフレッシュ休暇	採用後一定年数を経過した職員が、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する2日以内の期間	有給
災害復旧作業等休暇	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
出勤困難休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
退勤危険回避休暇	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	連続する6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度（平成26年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	週38時間45分より短い勤務時間を4つの勤務形態から選択	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる（同法第29条）。

1 分限処分の状況（平成26年度）

内容	人数	事案の概要
降給	0人	
降任	0人	
休職	5人	心身の故障のため
免職	0人	

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成26年度）

内容	人数	事案の概要
戒告	0人	
減給	0人	
停職	0人	
免職	0人	

(参考)

懲戒処分の公表基準の概要（平成26年4月1日現在）

公表対象	地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）とする。ただし、懲戒処分事案に関連して行われる管理監督者処分については、懲戒処分以外の措置（訓告、嚴重注意）も併せて公表する。
公表内容	被処分者の所属部課、職位、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。ただし、氏名については、収賄、詐欺、横領等により警察等で公にされている場合又は故意若しくは重大な過失による事件、事故で社会的な影響が極めて大きいと判断される場合には、公表する場合がある。
公表の例外	被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で、被害者が公表を望まない場合又は被害者が未成年であり、その健全な育成を図る上で特別な配慮が必要な事案で、被害者若しくはその保護者等が公表を望まない場合
公表時期	懲戒処分を行った後、速やかに公表する。
公表方法	報道機関等への資料提供とし、事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて記者会見を行う。

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成26年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	1件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	1件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	36件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないが、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

1 職員の研修（平成26年度）

区分（研修名）	派遣先等	対象者	修了者数
一般研修	香川県自治会館	新規採用者 3年目職員 主任主事級 主査級 係長級 課長補佐級 課長級	88人
		小計	88人
特別研修	香川縣市町職員研修センター及び香川県自治会館 他	一般職員	27人

	全国地域づくり人財塾	市町村職員中央研修所	一般職員	2人
	自治体監査実務 他3件	全国市町村国際対話研修所	一般職員	4人
	定住自立圏交流研修	高松市	一般職員	5人
	防災研修(新規採用者対象)	香川県市長会	一般職員	7人
	選挙啓発リーダー育成研修	香川県	一般職員	1人
	小計			46人
派遣研修	市町職員実務研修	香川県	主任主事級以下	1人
	自治大学校入校研修	自治大学校	係長級以上	1人
	小計			2人
独自研修	初任者研修	さぬき市	新規採用者	17人
	障害者雇用研修	さぬき市	管理職 一般職員	56人
	接遇研修(市長部局・教委)	さぬき市	一般職員	52人
	接遇研修(病院職員)	さぬき市	病院職員	182人
	自治大学校卒業生研修	さぬき市	一般職員	22人
	県自治振興課特別研修	さぬき市	一般職員	20人
	一般職員研修	さぬき市	一般職員	42人
	防災研修	さぬき市	一般職員	220人
	パワハラ	さぬき市	管理職 一般職員	48人
	小計			659人
合計				795人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません(地方公務員法第42条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり(同法第43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は(財)香川県市町村職員互助会、さぬき市職員共済会に加入しています。

福利厚生状況（平成26年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎職員健康診断 平成26年度決算額 5,809千円 ○定期健康診断 平成26年度受診者数 685人 ○人間ドック 平成26年度受診者数 376人
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が1か月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付など
さぬき市職員共済会	<ul style="list-style-type: none"> ◎会員掛金 500円/月 ◎市補助金 平成26年度決算額 4,179千円 一人当たり500円/月 ◎公費負担率 50% ◎福利厚生事業＝スポーツ大会、健康管理教室など ◎給付事業＝婚姻給付、銀婚給付、出産祝金給付など
香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◎会員掛金 1,000円/月 ◎市負担金 平成26年度決算額 8,357千円 一人当たり1,000円/月 ◎公費負担率 50% ◎補助金対象事業 人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成など ◎掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成26年度）

公務災害	通勤災害	計
5件	0件	5件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（ なお、さぬき市では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 ）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	25年度末 継続件数	26年度内 要求件数	26年度内 処理件数	26年度末 継続件数
給与	－件	－件	－件	－件
旅費	－件	－件	－件	－件
勤務時間	－件	－件	－件	－件
休暇	－件	－件	－件	－件
その他	－件	－件	－件	－件
計	－件	－件	－件	－件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	25年度末 継続件数	26年度内 要求件数	26年度内 処理件数	26年度末 継続件数
分 限 処 分	降給	－件	－件	－件
	降任	－件	－件	－件
	休職	－件	－件	－件
	免職	－件	－件	－件
懲 戒 処 分	戒告	－件	－件	－件
	減給	－件	－件	－件
	停職	－件	－件	－件
	免職	－件	－件	－件
その他	－件	－件	－件	－件
計	－件	－件	－件	－件